独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案要綱

第一 林業信用保証業務に係る出資者に対する持分の払戻し

独立行政法人農林漁業信用基金 (以下「信用基金」という。) は、 主務大臣が定める額の範囲内で、

林業信用保証業務に係る政府及び都道府県以外の出資者に対して、 その持分の全部又は一 部を払い戻す

ことができるものとすること。

(第七条の二関係)

第二 信用基金の業務の追加

信用基金は、 他の業務の遂行に支障のない範囲内で、 森林経営管理法(平成三十年法律第

により林業経営を行うための権利の設定を受けた民間事業者に対する経営の改善発達に係る助言等を行

うことができるものとすること。

(第十二条第三項関係)

第三 債務の保証の対象者の拡大

信用基金が債務の保証を行うことができる林業を営む会社の要件を緩和し、 資本金の額又は出資の総

号)

第四 施行期日

この法律は、 公布の日から施行するものとすること。ただし、信用基金の業務の追加に係る規定は、

森林経営管理法の施行の日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)